

商品概要説明書

積立式定期貯金＜エンドレス型＞

(年 月 日現在)

商 品 名	・積立式定期貯金＜エンドレス型＞																		
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）																		
期 間	・積立期限には定めがありません。																		
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 ・1 回あたり 1 円以上 ・1 円単位																		
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。																		
利 息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	(個人) ・各分割預入時における期日指定定期貯金の店頭表示の利率を適用します。 (法人) ・スーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示の利率を適用します。 (個人) ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 (法人) ・スーパー定期貯金＜単利型＞の計算方法を適用します。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。																		
手 数 料	—																		
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。																		
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (期日指定定期貯金) <table> <tr> <td>① 6 か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6 か月以上 1 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×40%</td></tr> <tr> <td>③ 1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×50%</td></tr> <tr> <td>④ 1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×60%</td></tr> <tr> <td>⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×70%</td></tr> <tr> <td>⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×90%</td></tr> </table> (スーパー定期貯金＜単利型＞) <table> <tr> <td>① 6 か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6 か月以上 1 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>③ 1 年以上</td><td>約定利率×70%</td></tr> </table>	① 6 か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6 か月以上 1 年未満	預入時の 2 年以上利率×40%	③ 1 年以上 1 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×50%	④ 1 年 6 か月以上 2 年未満	預入時の 2 年以上利率×60%	⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×70%	⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満	預入時の 2 年以上利率×90%	① 6 か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%	③ 1 年以上	約定利率×70%
① 6 か月未満	解約日における普通貯金利率																		
② 6 か月以上 1 年未満	預入時の 2 年以上利率×40%																		
③ 1 年以上 1 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×50%																		
④ 1 年 6 か月以上 2 年未満	預入時の 2 年以上利率×60%																		
⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×70%																		
⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満	預入時の 2 年以上利率×90%																		
① 6 か月未満	解約日における普通貯金利率																		
② 6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%																		
③ 1 年以上	約定利率×70%																		
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）またはリスク管理部（電話：046－221－7292）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など																		

	苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J Aリスク管理部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aあつぎ